

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障

害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、

設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の指定の申請者に関する事項並びに指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年広島県条例第六十四号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(サービスの提供の記録)

第三条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設において施設入所支援を受ける者に対して施設障害福祉サービスを提供したときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、支給決定障害者から施設障害福祉サービスを提供したことについての確認を受けなければならない。

(相談等)

第四条 指定障害者支援施設の設置者は、常に利用者の心身の状況、置かれている環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族からの相談に適切に応じるとともに、これらの者に必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が、当該指定障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第五条 指定障害者支援施設の設置者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う

よう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(掲示)

第六条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(情報の提供等)

第七条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(地域との連携等)

第八条 指定障害者支援施設の設置者は、当該指定障害者支援施設の運営に当たっては、地域住民又はその地域住民による自発的な活動等と連携し、及び協力するなど、地域との交流に努めなければならない。

(会計の区分)

第九条 指定障害者支援施設の設置者は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第十条 指定障害者支援施設の設置者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定障害者支援施設の設置者は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第三条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録

二 施設障害福祉サービス計画

三 条例第四十一条の規定による市町村への通知に係る記録

四 条例第四十九条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第五十二条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第五十三条第二項に規定する事故の状況及び事故に対して講じた措置の記録

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。